

大仙市空き家再生住宅新築支援補助金ご利用ガイド

～ 不動産業者の方々へ ～

「空き家の解体」と「新しい住まいの建築・取得」を大仙市がサポート。



最大 **100万円** を補助します。



令和8年5月
大仙市役所企画部 移住定住促進課



この補助金は、空き家バンク登録物件を解体し、新築した際に交付されるものです。
新築が建売物件の場合でも、要件を満たす場合に適用されます。



空き家バンク
登録物件の解体



自ら居住する
住宅の新築・購入



※
建築工事費の1/20以内
(上限 **100万円**)

※門、塀、外溝その他の附帯工事、土地取得に要する費用及び諸経費(事務手数料等)、消費税を除きます。



対象者

市民、または補助事業実績報告
までに転入予定の方



端数処理

補助額に1,000円未満の端数
が生じた場合は切り捨てになり
ます。



複数棟の場合

1棟の空き家を解体して複数棟を新築
した場合、補助額の上限が100万円を
新築棟数で割った額になります。

補助対象となる3つの基本条件



- ✓ 大仙市に住民票がある(実績報告時までの転入見込みを含む)
- ✓ 市税に滞納がない
- ✓ 暴力団関係者ではない
- ✓ 空き家の所有者本人ではない



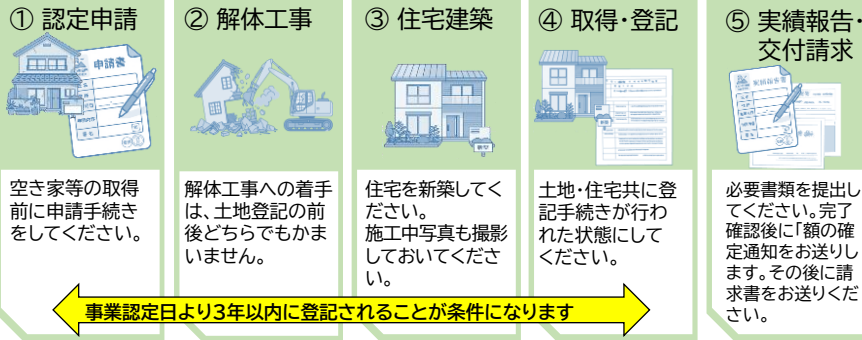
- ✓ 解体するのは「空き家バンク」登録物件である
- ✓ 権利者全員(抵当権者等)から解体の同意を得ている
- ✓ 併用住宅の場合、延床面積の半分以上が「居住用」である
- ✓ 三親等以内の親族が過去に所有した履歴のある物件ではないこと



- ✓ 新築住宅取得後、5年以上継続して居住する意思があること
- ✓ 空き家等の取得前に認定申請を行うこと
- ✓ 他の特定補助金(大仙市結婚新生活支援事業・秋田県移住・就業支援事業)を利用していない
- ✓ 以前の持ち家からの住み替えにより、元の家が「新たな空き家」にならない

手続きの流れ

■申請者が個人の場合

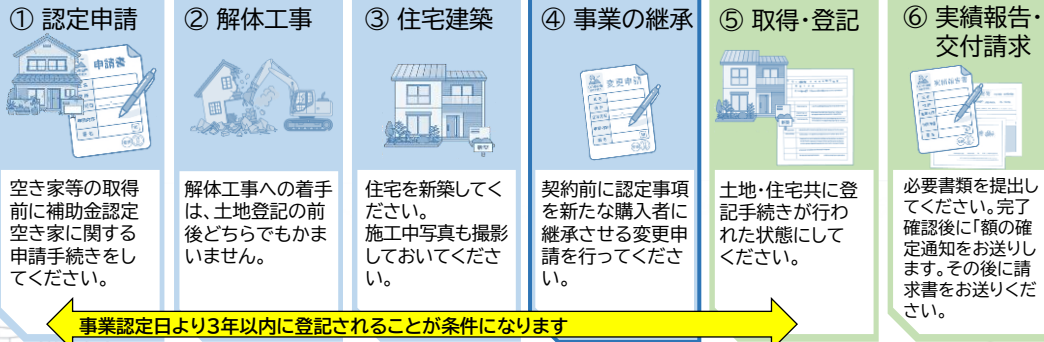


着色の分類

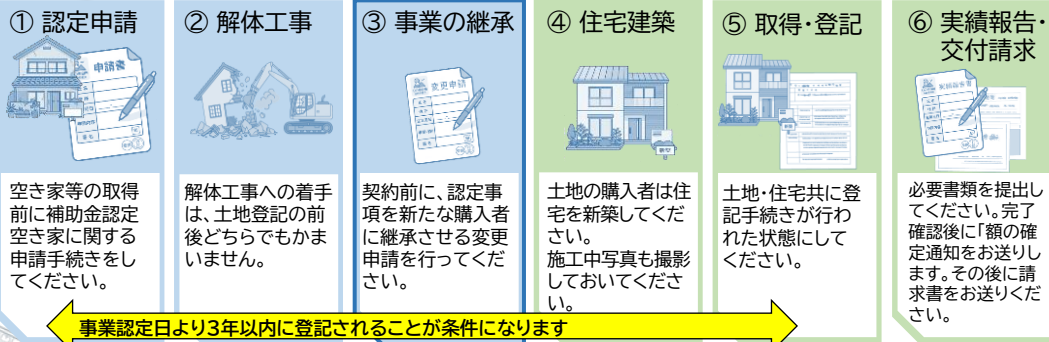
個人が行う手続き

不動産業者が行う手続き

■建売住宅の場合



■不動産業者が解体後、個人がその土地を購入して新築する場合



※ 解体工事を行う者が個人である場合、空き家解体補助金の対象になる場合があります(建築年、所得制限など諸要件あり)。大仙市総合防災課の情報をご確認ください。



必要書類について

※不動産業者様は、個人の申請部分につきましても、書類の準備や助言等にご協力ください。

- ① 認定申請時**
- ・補助金認定空き家申請書
 - ・事業計画書・事業見積書
 - ・位置図
 - ・現況写真
 - ・住民票の写し(申請時に大仙市民でない場合)

業者

- ② 認定事項変更時**
- ・認定事項変更(継承)申請書
 - ※建売・土地売買の場合は補助事業者を購入者に継承する申請としてください。
 - ・事業計画書・事業見積書(土地売買の場合)
 - ・住民票の写し(申請時に大仙市民でない場合)
 - ・市税の滞納がないことの証明書

- ③ 交付申請兼実績報告議時**
- ・交付申請書兼実績報告書
 - ・住宅取得に係る契約書の写し
 - ・建築費明細書
 - ・登記事項証明書の写し(取得した新築住宅敷地分)
 - ・住宅を取得した際の領収書等の写し
 - ・現況写真・施工中写真
 - ・世帯全員の住民票

個人

- ④ 補助金請求時**
- ・請求書
 - ※額の確定通知の受領後、14日以内(または3月31日のいずれか早い日)に請求書をお送りください。

※その他、審査等において市長が必要と認める書類の提出をお願いする場合があります。
売主側に直接お問い合わせすることもあります。

